

下水道事業における他自治体との事業連携について

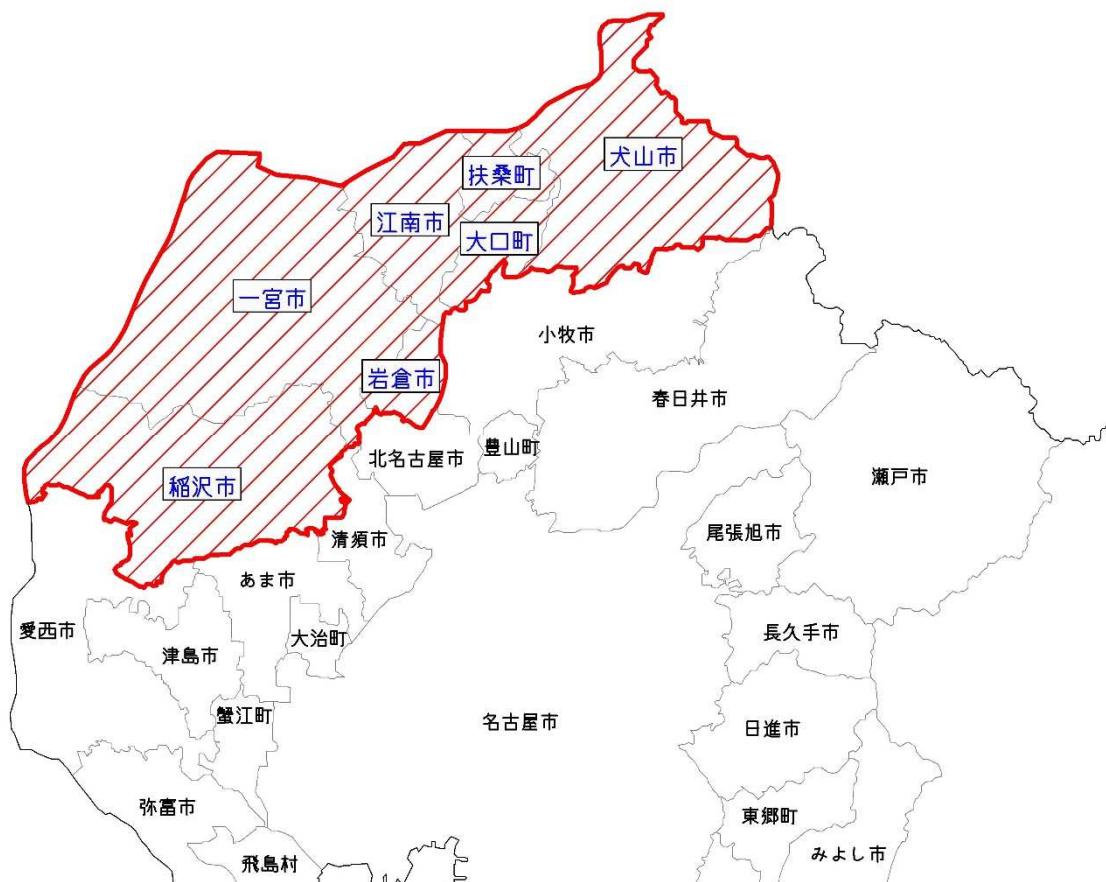
他自治体との事業連携

犬山市は、下水道の持続可能な事業運営に向けて、以下の自治体と令和4年6月に「下水道事業に係る事業連携に関する基本協定書」を締結しました。

事業連携の協定を締結した自治体

犬山市、一宮市、江南市、稻沢市、岩倉市、大口町及び扶桑町（7市町）

基本協定書締結日：令和4年6月1日



事業連携の概要

下水道事業は、人口減少に伴う下水道の使用料収入の減少、職員数の減少による業務の執行体制の脆弱化、汚水処理施設の老朽化に伴う大量改築更新期の到来等により、汚水処理の事業運営は厳しさを増しています。

そのため、持続可能な事業運営に向けて、管理の一体化や事務処理の共同化等を推進し、地域で一体となった財政基盤や技術基盤の強化を行う必要があるため、令和6年度より下水道管路施設の点検・調査共同発注業務（以下、「共同発注業務」という。）を、7市町と共同で発注することとなりました。

事業内容及び事業開始日

事業内容：下水道管路施設の点検・調査

事業開始日：令和6年4月1日（予定）

取組効果

- ・ 共同発注のスケールメリットによる委託費の削減
- ・ 共同発注することによる業務の効率化
- ・ 共同発注することによる事務等の省力化及び執行体制の維持・確保
- ・ 技術的な情報やノウハウの共有
- ・ 技術力の向上・継承

下水道管路施設の点検・調査業務の共同発注業務の参加条件

入札に参加される事業者は、共同発注する自治体すべてに入札参加資格申請が必要となります。

※ 詳細な内容については、「下水道管路施設の点検・調査業務の共同発注について」を確認してください。